

平成30年度決算にかかる  
消費税引上げによる地方消費税交付金が活用される  
社会保障に関する経費について

平成25年10月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」により、消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても1%から1.7%に引き上げられました。

消費税率(国・地方)引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる社会保障に関する経費の財源確保にあることから、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にすることを示しております。

これを受けまして本町の消費税引上げによる地方消費税交付金の用途について、下記のとおりお知らせいたします。

歳入 消費税引上げによる地方消費税交付金(社会保障対策分) 22,618 千円

歳出 社会保障に関する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	特定財源	一般財源	
			消費税引上げによる地方消費税交付金	その他
介護保険特別会計繰出金	47,741	504	22,618	24,619